

# 鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業 募集要領

平成30年6月1日  
森林・林業振興局長

## 1 趣旨

鳥取県では、県産材を利用した空間を体験することで、県民の県産材利用の意欲を高めるとともに、企業等の新たな木質内装化への取組を推進するため、企業等が行う、県産材を効果的かつ先駆的に使用した木質空間の整備並びに木質空間を活用した県産材製品の普及活動を支援することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的とする「鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）」を創設しました。

この募集要領は、本補助金の交付を希望する事業実施主体の募集に係る事項を定めています。

## 2 事業概要

事業の概要は、別表及び本補助金交付要綱（平成30年5月16日付第201800042384号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）を御参照ください。

## 3 応募の方法

### (1) 提出書類

応募に必要な書類は、交付要綱に規定する次の資料です。

- ①鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業計画認定申請書（様式第1号）
- ②鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業計画書（様式第2号）
- ③添付資料 ※様式は任意
  - ・木質空間整備の概要が分かる資料（設計書、設計図等）
  - ・木質空間整備及び県産材普及活動の工程表

(2) 提出期限 平成30年8月31日（金）午後5時まで（消印有効）

### (3) 提出先・問合せ先

鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課（担当：熊澤） 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎4階） 電話 0857-26-7307
---

## 4 対象事業の認定

提出された書類は、外部有識者等で構成する委員会（以下「委員会」という。）において、内容を審査し、本補助金を交付する対象事業を認定します。

### (1) 留意事項

○書類が揃っていないなど、応募書類に不備がある場合は受付を行いませんので、応募に当たっては早い段階から県産材・林産振興課に連絡・相談いただき、書類作成を進めていただくようお願いします。

### (2) 認定方法

- 募集期間終了後に委員会を開催し、応募があった事業計画のうちから1点を認定します。
- 委員会では、提出された書類及び事業実施主体によるプレゼンテーションにより、事業内容を評価します。
- 委員会でのプレゼンテーションを欠席した場合は、委員会での審査の対象外となります。（プレゼンテーションの日程は事前にお知らせします。）
- 評価基準は次のとおりとする予定です。

(評価基準)

評価項目		評価点
1	木質空間における県産材製品の効果的、先駆的な利用について	10点
2	県産材の普及活動の効果について	10点
3	対象施設としてのふさわしさについて	5点

(3) 結果通知

委員会の結果は、事業実施主体全員に通知します。

5 その他

(1) 事業実施に当たっての手続き

認定後、事業を実施するに当たっては、別途、補助金の交付申請が必要です。県からの交付決定通知の後に事業に着手してください。交付決定前に、事業に着手することで発生した経費は補助対象となりません。

(2) 提出書類の様式等の電子ファイルについて

本募集要領、提出書類の様式及び交付要綱等の電子ファイルは、鳥取県公式ホームページの次のページに掲載していますので、ご活用ください。

- ・ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/252315.htm>

別表

1 補助事業	鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業
2 事業実施主体	民間企業等（市町村を除く）
3 補助対象経費	<p>事業実施主体が運営する県内に存在する施設の不特定多数の者が利用することが可能なスペースにおける、県産材製品を使用した木質空間整備に要する経費<sup>(注)</sup>、及び県産材普及活動に要する経費</p> <p>(1) 木質空間整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産材製品を使用した床、壁、天井等の内装木質工事費</li> <li>・ 県産材製品を使用した組立キット導入に要する経費</li> <li>・ 県産材製品を使用した木製家具等の製作、購入に要する経費</li> </ul> <p>(2) 県産材普及活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質空間の構造見学会、完成見学会、展示会等の実施に要する経費</li> <li>・ パンフレットの作成等に要する経費</li> <li>・ 新聞掲載等のPRに要する経費</li> </ul>
4 補助率	補助対象経費の2分の1
5 上限額	<p>(1) 木質空間整備 1施設あたり150万円</p> <p>(2) 県産材普及活動 25万円</p>
6 その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質空間整備及び県産材普及活動はセットで実施すること。</li> <li>・ 木質空間整備及び県産材普及活動は平成32年2月28日までに完了すること。ただし木質空間整備は、県産材普及活動を行うのに十分な期間を確保して完了すること。</li> <li>・ 整備した木質空間に県産材を使用した旨を掲示すること。</li> <li>・ 県が行う情報発信（ホームページやパンフレットへの掲載等）に協力すること。</li> </ul>
7 重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了予定年月日の変更</li> <li>・ 木質空間の主となるデザインの変更</li> <li>・ 木質空間整備における県産材製品の主となる使用方法の変更</li> <li>・ 3欄の(1)、(2)の経費ごとの30%以上の減</li> </ul>